



News 11月号 News 11月号

麻布M&Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 今月編集者/蛭川 邦弘

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

☆配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し☆

平成30年分以後の所得税、31年度分以後の個人住民税について、配偶者控除及び配偶者特別控除の改正があります。これまで配偶者控除の適用に当たって、納税者本人の所得要件はありませんでしたが、控除対象配偶者を有する納税者について適用する配偶者控除の額が、納税者本人の合計所得金額により逓減され、給与収入のみの方については、給与収入金額が1,120万円以下の場合には38万円、1,120万円超1,170万円以下の場合には26万円、1,170万円超1,220万円以下の場合には13万円、1,220万円を超える場合は、配偶者控除の適用ができなくなりました。配偶者特別控除については、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満から38万円超123万円以下に引き上げられるとともに、控除額が納税者本人の合計所得金額によって3段階で減少する仕組みが導入されます。控除額については、3段階の控除表がありますので、確認されたい場合には、担当者にご相談下さい。

☆国の教育ローンについて☆

日本政策金融公庫では、国の教育ローンの取扱をおこなっています。融資の対象となる学校は、修業年限が原則6ヶ月以上で、中学校卒業以上の方を対象とする、国内外の教育施設に限ります。融資額は上限で1人350万円、金利は年1.81%（平成29年9月1日現在）、最長15年の長期返済です。ご利用出来る方は、お子様の人数に応じた世帯年収（所得）が一定額を超えない方となります。給与所得の方の世帯年収の上限は下記の通りです。事業所得の方は、別途上限があります。

1人の場合…790万円以内、2人の場合…890万円以内、3人の場合…990万円以内、4人以上の場合にはお問い合わせ下さい。2人以下の場合には世帯年収を超えても該当する場合がありますので、担当者にご相談下さい。

日本学生支援機構の奨学金は、学力基準などを満たす学生本人に対して分割して貸与され、返済は学生本人が行いますが、国の教育ローンは、保護者に対してまとまった金額が一括して融資され、返済は保護者が行います。詳しくは担当者にご相談下さい。

☆コラム（飯島のつぶやき）☆

朝の黄金タイム

私の今年の実施目標である早朝出勤。毎日1時間早く事務所に来るというものでしたが、今日まで続いています。

実際にやってみて感じたことは、本当にこの1時間は黄金の時間です。こんなにいろいろなことができるとは想像が付きませんでしたよ。

前日の夜に入っていたメールを全部返信し、これから始まる今日の予定を確認し、その準備もできます。

ワインエキスパート受験前は、その時間を勉強に充てたりもしました。

もちろん、睡眠時間は以前よりも短くなりました。今は、平日は5時間、休日に7時間睡眠をとっています。本当に慣れというものは凄いですね。それで十分だと感じています。

また、朝のラッシュアワーのストレスが回避できるのも利点の一つです。

1日が1時間増えて、25時間になったような気がします。

これからだんだん寒くなってきますので、朝起きるのはちょっと辛くなりますが、1日を終えたときの充実感、以前よりもあるような気がします。

もっと、早く気がついてやっていればよかったと思います。

夜遊びもしなくなり、健康的で無駄なお金も使わずにすみますよね。

月末の考え方

会計事務所の業務は99%期限があります。それを過ぎることは原則認められません。毎月、月末ギリギリに仕事を終わらせることは精神的にもよくありません。

そこで考えたのは、月末は毎月28日と思うこと。よく考えてみれば、年末の仕事納めは28日ではありませんか。つまり、12月は他の月よりも忙しいにも関わらず、ちゃんと期日を守っていたんです。

という訳で、月末は28日、次の日からは翌月になるのです。

今月の一言

『今日という日は、残りの人生の最初の日』

ある日の芝増上寺の正門に掲げてありました。まさに陽転思考ですね。こう考えると、今までのことにリセットボタンが押せます。

正に田中真澄先生の「人生今日が始まり！」ですね。「昨日まではリハーサル」。いつでも、新たな気持ちでスタートすることができます。